

○山井委員 きょうは、四十分間、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。十一時過ぎまで質問をさせていただきます。

きょうは、多くの傍聴の方々がお越しをいただいております。要支援の高齢者の方、また、介護されている御家族の方、ケアマネジャーの方、介護職員の方、本当に多くの方々が、今回の法案が強行されたら大変なことになるという不安のもと、祈るような思いでこの国会に来られているわけであります。

そういう中で、今の長妻議員と田村大臣のやりとりを私は聞いておりましたけれども、長妻議員もおっしゃっておられました、田村大臣、余り願望的なことをこの委員会で答弁されると、誤解を招くと思いますよ。長妻議員もおっしゃったように、切るなら切るということは正直に認めないと、今のサービスが維持されるんだったら、別にこの法改正をする必要がないわけですから。そこは正直に言わないと、変わりません、変わりません、大丈夫ですと言って、これは変わるんですから、法改正するわけだから。財政も大幅に抑制するわけですから。

そこは、きょうから実質審議が始まりますが、大臣、余り大丈夫、大丈夫みたいなことを言っていたら、後で大変な問題になりますよ、田村大臣が言ったことと、一年後、三年後、五年後の姿が全く違うと。これはやはり、私たち、これは国会の場ですから、雑談しているんじゃないんですから、責任を持った答弁をしていただきたいと思えます。

それで、きょうも、お名前を出していいと言われておりますので出させていただきますが、渡邊さん、渋谷区から、要支援二の方、お越しをいただいております。

この配付資料の中に渡邊さんのプロフィールを書かせていただいておりますが、四ページですね。要支援二でありまして、今、八年間、この状況、要支援二が続いております。週三回ホームヘルプを受けて、ひとり暮らしをされているわけであります。

ここに線を引かせてもらいましたけれども、このサービスが今後も維持されるのかどうかなんです。線も引きましたが、

- ・有償ボランティアは、ホームヘルパー二級の資格もなく、私の生活全体を支えてくれる安心感がない。掃除に来たボランティアさんにフローリングにワックスをかけられてしまい、滑って骨折したことがあった。

- ・今でも、ボランティアさんや近所の人に送迎やゴミ出しを時々助けてもらっているが、ボランティアや地域の人の継続的な支援に頼ると、ご近所づきあいや人間関係が壊れてしまう。

- ・介護保険から要支援者向けサービスが外されると、自己負担が市区町村の自由になるのでアップするのではないか。支出増に対応できる余裕はない。

- ・今利用しているサービスがカットされれば、体調も悪化し、歩けなくなる不安がある。せっかく八年間要支援二を維持できているのが、要介護になってしまいかねない。

先ほど長妻委員がおっしゃったように、できるだけ効率的な介護保険のサービスをせねばということは、私たちも問題意識は共有をしております。しかし、安易にこの要支援のサービス、命綱であるデイサービスやホームヘルプというものをカットすると、結果的には、悪化するだけじゃなく、長妻議員も指摘したように、介護者が共倒れで倒れてしまう、施設に入る人がふえる、在宅が困難になる。結果的に、要支援のサービスをカットしても、要介護の高齢者がふえたら意味はないわけであります。

きょうの資料にも入っておりますけれども、例えば、要支援のサービス給付というのは、予防給付は、四千四百億円で、介護保険全体の5%であります。逆に、予防をしっかりとすること。きょうも認知症のお年寄りを介護しておられる家族の方も来られていますけれども、特に認知症も、初期が一番重要なんです。そして、先ほど長妻委員の資料にもあったように、この二ページにもありますけれども、要支援一、要支援二の方の約半数が軽い認知症なんです。にもかかわらず、こういうサービスをカットしてしまうことに今回なるわけであります。

だから、きょうの私の質問というのは、非常にシンプルなんです。

きょうお見えになっておられる渡邊さん、そしてもうお二方。車椅子の、Aさんと申し上げましょうか、九十歳を過ぎて、要支援二、おひとり暮らし、デイサービス週に二回、そこでしか入浴ができない。その方も、本当に祈

るような思いで車椅子で来られています。もうお一方、Bさん。Bさんも、今お二人暮らしでありますけれども、脳梗塞の後遺症で右麻痺で、週に一回のホームヘルプで援助していただいているおかげで、お二人暮らしでやっていけている。

本当にみんな、ぜいたくなサービスを使っているわけじゃないんですね。このサービス以外にも、自己負担のサービスもほかにも利用されているんですよ。それで何とか在宅生活を維持されているのに、なぜ切るのかということが問題であります。

田村大臣にお聞きしたいんですが、今回、来年四月からこの法改正をされようとしておりますが、今の渡邊さん、Aさん、Bさんが、今までのサービスを維持してほしい、体調がよくなっていない場合ですよ、それはよくなったらサービスが減るのは仕方ありませんけれども、一年後でも四年後でも、維持してほしいと言ったときに、維持してもらえるんですか。それとも、今回の改正になったら、悪いけれども自己負担を上げますよ、サービス時間を減らしますよ、あるいはボランティアさんになっちゃいますよ、そういうことはやはり起こり得るんですか。

○田村国務大臣 適切に、地域包括支援センターで、御本人の御要望でありますとか状態像等々を御判断いただいて、ケアマネジメントをしていただくわけであります。

いろいろなサービスがあります。ありますけれども、基本的に専門職の方々がやられるサービスもあれば、さらに、予防給付から出る介護保険上のサービスも要支援の方々は受けられるわけでありますので、そのような意味においては、必要なサービスはしっかり受けていただくというのが今般の制度であります。

○山井委員 漠然として必要なサービスを受けられると言われても困るわけなんです。

今受けておられるサービスは、体調というか要介護度が軽くなったりしない限りは、保障はされるんですか。

○田村国務大臣 ですから、先ほど申し上げましたけれども、ケアマネジメントをしていただくわけありますから、その中において必要なサービスはちゃんと受けられる、受け続けることができるということであります。

○山井委員 それでは、そのケアマネジメントで、ボランティアのサービスを受けてください、あるいは、自己負担が上がります、あるいは、サービス時間が減ります、そうなる可能性はあるんですか、ないんですか。

○田村国務大臣 私も、個別の事案なので、事細かくどういう状況かはわかりませんが、ただ、今受けておられるということは、そのような形で判断をされたわけですよ、今までも。

今回も同じような形で受けていただくわけありますので、その中でケアマネジメントをされるということでもありますから、基本的には、必要であるということであれば、それは当然のごとく、そのようなサービスが受けられるということであろうというふうに考えます。

○山井委員 田村大臣、そうしたら、きょう、お三方お見えになっていますが、これは一年後、三年後、検証できることですから、今よりも軽くなっていないのであれば、この法案でも同じサービスは利用できるはずということをお田村大臣が約束したということよろしいですか。

○田村国務大臣 個別のことに約束するとかどうかではなくて、制度上そのようになっておりますので。

もちろん、例えばサービス提供者が基本的になくなってしまえば、それは受けられることがないので、それは物理的な話であります。しかし、制度上は、そのような形の中において必要なサービスをしっかり受けていただけるような、そのような制度になっておるということを先ほどから御説明させていただいておるわけあります。

○山井委員 田村大臣も、核心はそらして、逃げて答弁をされておられるんですが、田村大臣の答弁、それは違っていると思いますよ。

なぜならば、必要なサービスと言うということは、今必要だからサービスを受けておられるんですよ、はっきり言いまして。必要なプロのサービスを、今と同じ自己負担で、今と同じ回数、もちろん症状が軽くならなかつたらという前提です、利用できるということいいですか。

この法案は、私はそういう内容にはなっていないと理解しているんですけども、田村大臣、よろしいんですか、法案と違う内容の答弁をされるということですか。いいです、事務方は行かなくていいですから。大臣、しっかり責任を持って、事務方は関係ないから、大臣、責任を持って答弁してください。事務方はいいから。

○田村国務大臣 事務方が来ても、答弁するのは私ですからね。私が答弁するので、事務方に答弁させるわけはありませんので。

今も同様ですよ、今も。今もちゃんと、地域包括支援センターの中において御判断をいただくわけでありまして、ケアマネジメントをやって。それと同じ対応をするわけでありまして、そのような意味からすると、制度としてそうなっているということをお願いしておるわけでありまして。(山井委員「委員長、定数が足りていないから、ちょっととめてください。委員長、時計をとめてください」と呼ぶ)

個別事案に関しては、私も個別事案は把握をさせていただいていないので、ここではなかなか申し上げられないという形でありまして、しっかりとケアマネジメントの中においてそれは対応していただく、そして、そのサービスを受けられるというような形で制度設計してあるということをお願いしておるわけでありまして。

○後藤委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○後藤委員長 速記を起こしてください。

山井和則君。

○山井委員 必要なサービスは受けられるとおっしゃっていますが、田村大臣も、余り願望ばかりを言うのは問題ですよ。

必要なサービスとおっしゃいますが、きょうも配付資料をお配りしておりますが、例えばこの十ページですね。今まではプロの介護職員のデイサービス、ホームヘルプが権利として受けられていたのが、今度は、この十ページにもありますように、NPOやボランティア、そういうものになる可能性もあるわけですよ。

だから、今、要支援のサービスを受けていられる、プロのサービスを受けていられます。この方々のサービスが、ボランティアさんが変わったり、自己負担が上がったり、そして回数が減ったり、田村大臣、その可能性はあるということですね。

○田村国務大臣 まず、自己負担、これは現行の給付並みということで各自治体をお願いをさせていただくわけでありまして。

それから、先ほど来申し上げておりますけれども、要支援者の皆様方、これから人数もふえてこられます。

今、現状も、先ほど長妻委員からもお話がありましたが、デイサービスでも折り紙を折るだけというようなところがある。ここは直していただかなきゃなりません、そういうところも現実にあるわけでありまして、要支援者の方々が本当はほかのサービスを受けたいと思っても他にない、そういう声もあるわけでありまして。

そこで、多様なサービスをやはり提供していく。これはまさに、モデル事業をやってる中において、その効果というものを検証してきておるわけでありまして。そのモデル事業等々でやってきた結果、それによって自立をされていられる方々も一定程度出てきておるという結果もあるわけでありまして。

何を申し上げたいかといえば、それぞれの状態像。要支援という方々は、確かにサービスは受けておられます。ただ、要介護ではないわけでありまして、要支援の方々というのは、言うなれば、ADLは、日常の行動に關しましては、ある程度自立されておられるわけですね、身の回りのことは。しかし、生活行為等々において、これは一定程度障害があられるという状況のもとでありますから、そういう方々はやはり多様なニーズがあられるわけでありまして。それはやはり、自治体もしくは周りのコミュニティーが一番把握をしておるわけでありまして。

そんな中において、多様なニーズにお応えできる、そういうサービスを提供していただくということが一定の効果をお上げおる、そういう証左のもとにおいて、今般このような提案をさせていただいておるわけでありまして、その点は、皆様方の時代に行われた事業もその中に入っておりますから、それは御理解をいただけるものというふうにお存しております。

○山井委員 田村大臣、きょうは、現場の方、当事者の方、御家族の方、現場を知り尽くしておられる方もたくさん来られているから、余りいいかげんな答弁はされない方がいいですよ。笑われますよ。

例えば、今、自己負担は現状並みということですが、そんな答弁をして本当に大丈夫なんですか。この法案は、そんな法案になっていないですよ。本当に自己負担は、この法改正になってから、いろいろなサービス、多様なサービスを使っても自己負担は本当にふえないということですか。今の答弁を確認しますよ。

○田村国務大臣 今、保険の給付で受けておられるサービスに関しては、自立支援事業になっても今の水準でお願いをさせていただく。これは各自治体と、先ほどそうやって私は申し上げました。同じことを今申し上げてお

るわけでありませぬ。

○山井委員 いや、お願いじゃないんです。就学援助のときも、市町村にお願いしたけれども、結果的に聞かなかったという話ですから、お願いでは意味がないんです。

では、この法案の中で、自己負担が今よりふえないということはどこに書いてありますか、田村大臣。

○田村国務大臣 それはガイドライン等々でお願いをさせていただくということをおっしゃるわけでありませぬ。

○山井委員 お願いということは、聞かなかった場合、強制力はあるんですか。

○田村国務大臣 財源を今よりもお渡ししないということになれば、それは我々も各自治体に対して無理なお願いという話になると思いますが、今般は、もう御承知のとおり、今までどおりの構成で介護保険から財源をお渡しするわけでありませぬし、あわせて、自治体によっては財政力が違います、ですから、財政調整もさせていただきながら行うわけでありませぬので、そういう意味では、自治体に対して、財源的な確保という意味では現状の制度のままにおいて対応させていただくわけでありませぬ。

でありますから、それに関して、現行と同じような水準でということをお願いをさせていただくということでありませぬ。

○山井委員 全く納得できませんので、ガイドラインにどう書くかというのを今言ってもらえませぬか。

○田村国務大臣 これは課長会議で今出させていただいておる文書をそのまま読ませていただきますと、「従来の給付から移行するサービスの利用料については、要介護者に対する介護給付における利用者負担割合等を勘案しつつ、ガイドライン等に従い、」というような書き方をしております。

○山井委員 だから、そのガイドラインに従いというのがわからないので、そのガイドラインはこの審議中に出してもらえませぬか。

○田村国務大臣 法律を通していただかないと、ガイドラインはそもそも出せませぬ。

○山井委員 でも、自己負担が上がるかどうかはガイドラインに書いてあると言うから、それがわからないと法案審議できないじゃないですか。

○田村国務大臣 ガイドラインは法律が通らないと出せないものでありませぬ、当たり前の話で。ガイドラインの内容をとということであれば、それは検討させていただきます。

○山井委員 金曜日にまた質疑しますので、そのときまでにガイドラインの内容を出してください。

それと、今言いましたように、市町村がお願いされたけれども、今回の法案では、資料にもありますように、財源はカットする。

長妻議員も言われましたけれども、この一ページ目の資料、五、六%今まで伸びているものを三、四%に伸びを抑制する、それが千六百四十七億円、十年後には年間抑制を目指すということをおっしゃる田村大臣も答弁しておられますが、さらに、この配付資料の一では、五、六%の伸びを三、四%にするけれども、短期的にはより大きな費用の効率化ということが書かれております。

さらに、今までの資料では、九ページになりますけれども、「国として法に基づくガイドラインの中で、すべての市町村が要支援者のサービス提供を効率的に行い、総費用額の伸びを低減させることを目標として努力することを記載。」とにかく予算を抑制することを記載する。さらに、市町村は介護保険事業計画の中で要支援サービスの提供のあり方とその費用について明記することになるが、その結果を三年ごとに検証すると。

つまり、どれだけ減らすのかということをおっしゃることを書かせて、削減できていなかったら、それをまたぐりぐりぐり減らしていく。

そうすると、どういうことになるかということ、これも資料に入れております。

一つは、八ページにありますように、「サービス内容に応じた市町村による単価設定を可能とする。」要は、市町村に単価は自由にさせる。ただし、国が定める単価、つまり現行の予防給付の訪問介護、通所介護の報酬以下の単価を市町村が設定する。

市町村は自由ですよ、しかし、上げてはだめですよ、下げる一方ですよ。こうすると、介護職員の賃金は減る、サービス単価が減ったら撤退するサービスは出てくるかもしれない、ボランティアになるかもしれない。

それに対してどういうことをやればいいのかということ、「効率的な事業の実施について」。これも九ページに書いて

あります。どうすればいいか。赤線を引きました。

人員配置基準、運営基準、単価等を柔軟に設定できる。つまり、高くなったらだめなわけだから、人員配置基準を減らしなさい、そして単価を下げなさい。さらに、例えば、「既存の介護事業者を活用する場合でも、柔軟な人員配置等により効率的な単価」。つまり、効率的になるように単価を下げる。そして、「多様なサービス内容に応じた利用者負担を設定」。例えば、これはボランティアさんがやってください、その場合、自己負担がふえる可能性もあるわけです。

田村大臣に確認しますが、お願いするといっても、全く効果はないんです、このことは。もし自己負担を上げる自治体が出てきた場合、それをストップさせる力は厚生労働省にあるんですか。ないなら、ないと言ってください。ということは、市町村が基本的に自己負担を上げちゃう可能性があるということですから。

○田村国務大臣 何と比べて何を上げるとおっしゃっているのかよくわかりませんが、多様なサービスというのは、これから生まれてくるサービスであります。でありますから、それが今より上がるとか上がらないというのは、多分、対照するものがないわけでありますので、それに関してはちょっと私は今お答えできません。

ただ、やはり、各地域で、要支援者の方々が利用できる正当な単価設定というのは各自自治体でやられると思います。受けられないような、そんな単価設定をしたら、そもそも要介護度が上がっていく、もしくは要介護者になるという形で、将来的に、今皆さんがおっしゃったとおり、介護保険自体は地方自治体の負担もふえるわけですよ。各自自治体もそんなことはわかっておられると思いますよ。

ですから、そんな中において、適切に受けていただける単価設定をする中において、先ほど来申し上げておりますけれども、結果、それによって要支援から要介護に入って要介護度が上がっていったら、自治体は何ら財政的にもいいことはないわけでありますから。

今ここで将来に向かっての伸びを抑えるというのも、そもそも、サービスの質を落として状況を悪くするためにやるのではなくて、多様なサービスの仕方があるであろう、例えば、デイサービスに行っただけのサービスを受けるよりかは、地域の自主的な取り組みの中において地域参加をして、その中にとりあえず方もおられるんです。

もちろん、委員がおっしゃられるみたいに、状態像の、言うなれば、必要なサービス、それは専門的な、必要なサービスが……（山井委員「もういいです。時間稼ぎはやめてください」と呼ぶ）もういいんですか。では、もう答弁しないでいいんですね。（山井委員「はい。いいです」と呼ぶ）では、あとはどうぞ御自身で、質問だけやってください。

○山井委員 長々と答弁するのはやめてください。私が聞いたことだけ答えてください。

田村大臣、そこまでおっしゃるのであれば、今までのプロのサービスより、プロでないサービスの方が効果があったという検証結果、あるなら、どこの地域で、どんな経過で、何人中何人かというのを答弁してください。

ちなみに、きょう配付資料で入っていますが、今まで聞いている範囲では、要支援の高齢者に対してプロのサービスでないサービスをやって、そちらの方が効果があったという資料は、事務方から聞いたけれども、そんな検証はなされていないと言われております。私は聞いています。

もしあるのであれば、田村大臣、ここで答えてください。

○田村国務大臣 答弁するなというお話でございましたので、しっさいいけないのかと思いましたがけれども。

これは、一応、皆さんが政権与党であられたときに、二年間かけて、ちょうど皆さんから我が党に、自公に移る、その足かけしながらやっておる事業で、予防モデル事業というのがあります。

この事業というのは、御承知のとおり、リハ職等々の専門の方々が、状態像を見ながら、専門的なサービスがそのまま持続するのがいいのか、それとも、生活支援のようなサービスを含めて多様なサービスがいいのかというものを、状況を見ながら判断していく、こういう事業であったわけでありますけれども、これにおいて、専門的なサービスだけではなくて多様なサービスというものを進めることによって状態像が改善されていく、もしくは自立に至っていくというような結果というものは一定程度出てきております。

○山井委員 これは質問通告もしているんですから、誠実に答えてください。

専門的なサービスだけじゃなくてじゃなくて、ここにお配りしておりますが、例えば二十三ページ、総合事業

の予防サービスの利用実績では、三百八十四人が要支援一、要支援二でした。だから、私は聞いたんですよ、この要支援一、二の人が総合事業のサービスを利用して、どう変化したんですか、よくなったんですかと聞いたら、次のページ、二十四ページの上、御照会にある三百八十四人に区分した人数の把握はしていませんと。よくなったか悪くなったかの検証はしていませんというんですよね。

大臣、検証されていないんですよ。大臣はもしかしたら御存じないかもしれませんが、今回、介護保険にあった要支援サービスを市町村に任せ方がうまくいくという検証結果は出ていないんですよ。人数は把握していませんと。要支援の人で何人よくなったか、そんな調査はしていないんですよ。

さらに、次、和光市。先進事例と言われています。和光市について、では、和光市の要支援一、二の高齢者について、介護保険のサービスとそうじゃないサービスを比較して、どちらのサービスが効果的だったんですかと聞いたら、これも、データを出してくれと言ったけれども、データは出てきません。

さらに、次のページ、今大臣が答弁されたものですよ。大臣も御理解されていないんだろうと思いますが、これも私、既に聞いています。予防モデル事業で、普通の介護保険サービスを利用している人とそうでない人と、どんな差が出ているんですか、要介護度が改善したのか改善していないのか、検証結果を教えてください。ここに回答が書いてありますよね、「現在、作業中です。」

これはどういうことですか。要介護度なり改善したという結果があったから、この法改正をしているんじゃないんですか。

田村大臣、今回、介護保険のデイサービス、要支援のホームヘルプなどを市町村に移して、今までのプロのサービスよりもよくなる、ボランティアやNPOの方がよくなる、そういう実証結果というのはあるんですか。

○田村国務大臣 総合事業に関して申し上げれば、これは切れ目ない、要介護予防や生活支援サービスでありますから、そういう意味では、全体として、要支援以下の方々が入っておられる事業でありますので、要支援だけに特化した事業ではないわけでありまして。その中において、一定の成果というものができておるといふことでもあります。

あわせて、今言われました、私が先ほど言いました予防モデル事業、これは基本的にはリハ職の方がついておりますが、これはリハビリテーションをやるというのではなくて、状況を見るのに、専門的な立場からいろいろなアドバイスをするという意味でついておるといふことでありまして、そのような事情の中において、そのようなプロのといいますか専門職のサービスを受けられずに他のサービスを受けられる方の中において、自立等々をしていくという事例は一定程度見られるといふことでもありますので、そのように私は事務方の方から話を聞いております。

○山井委員 そういう、何というか、あやふやな答弁じゃないんです。これは百万人の要支援の方々を介護保険から外すかどうかという審議で、今の答弁を聞いていたら、要支援の方がよくなったか悪くなったのかという、要支援の方々の何人中何人がよくなって悪くなったかという、モデル事業も、実証も検証もされていないということですか。

いや、あるのならば、何人中何人がよくなって悪くなったという数字を教えてください。

○田村国務大臣 和光市の総合事業に関して申し上げれば、これは、要介護者になった、要介護認定の伸びというものが、他の地域の伸びよりも一定程度下がっている、それも目に見えて。でありますから、成果が出ておるといふことは申し上げられるといふふうに思います。

もし数字を出せといふのであれば、ちょっと今はありませんが、また次の委員会の機会のときでも、その数字はお出しをさせていただきたいと思っております。

○山井委員 いや、和光市は、ここに照会中とあるけれども、要支援一、二の人がよくなったという、そんなデータが存在するんですか。

田村大臣、もう一回言いますよ。和光市で、要支援一、二の人が、プロのデイサービス、ホームヘルプを利用しているよりも、利用していないの方が要介護度が改善したなんというデータがあるんですか、田村大臣。

○田村国務大臣 和光市の話は、先ほど来言っております総合事業でありますので、切れ目ない、いろいろな方々が入った、そういうような中での事業。それから、和光は、見える化を進めております。見える化の中において問

題点がわかったところに対しては、ピンポイントでそれに対して対応していくようなサービスを提供しておる。

そういうことをやった結果、二十五年、これは要介護認定率であります、全国平均一七・六というものが和光市は九・六と、目に見えて顕著に、しかも下がってきておるといことがございますので、そのような事業の効果というものがこの中において一定程度出ておると我々は認識いたしております。

○山井委員 田村大臣、あなたの答弁は正確じゃないんです。この法案で議論しているのは要支援者を外すとどうなるかだから。田村大臣の答弁は健康な高齢者がまざっているんですよ。健康な高齢者がやって、要支援一、二じゃない健康な人にとって効果はあるかもしれない、そのことは否定しませんよ。でも、今回の法改正は、要支援一、二の人にとってどうかなんです。

次回金曜日までに、その資料を出してください。

それと、田村大臣、これは大事なことですからね、冷静に答えてくださいよ。

プロの、資格のある職員がホームヘルプやデイサービスをしている、それよりも、プロでないボランティアがお世話した方が効果的だというデータがあるという意味ですか、田村大臣。

ちょっと確認しますが、プロの人のプラスアルファでボランティアはいいんですよ。ところが、今回の法改正はそうはなっていないですからね、プロの人のかわりにボランティアという法改正になっているわけだから、プロの人よりもボランティアがやった方が効果があるというデータがあるということですか、田村大臣。

○田村国務大臣 必ずしも、多様なサービスが全てプロで、全員でやらなきゃいけないというものではないと思います。でありますから、多様なサービスというものはいろいろな形態があるわけで、そういうものも含めて… (山井委員「質問に答えてください」と呼ぶ) いや、ですから、多様なサービスをプロが全部やっていたら、これはもう専門職の方が全国じゅうで足らなくなっちゃいますよ。だから、そういうものを今、各地域でいい事例も含めて提案をさせていただく。

そして、今、何度も申し上げておりますが、専門職の方じゃなければならぬ方々に関してはそのようなケアマネジメントをしていただくわけでありますから、要支援者の方々にもいろいろな要支援者の方々がおられますので、それに応じた、そのようなサービスを受けられるような多様なサービスというものをおつくりいただきたいというお願いをさせていただいておるわけであります。

○山井委員 きょうは後ほど柚木議員からも質問がありますが、今回、私たちは、介護・障害者福祉人材確保法、月給を一万円、賃金を引き上げる法案を提出しております。ぜひそれを成立させることによって、今、介護・障害者福祉の人手不足というものを解消していく、それが普通であって、人手が足りないからボランティアにやらせよう、外国人を活用する、余りにも安易です。

でも、田村大臣、今また質問をはぐらかされましたけれども、結局、要支援の高齢者に限ってプロよりもボランティアやNPOの方がいいサービスができるという検証結果はないんですよ。

でも、皆さん、考えてみてください。そんな検証結果なんか出るのははずがないんですよ。私は、今回の田村大臣の言っている答弁というのは、現場で頑張っておられる…… (発言する者あり)

○後藤委員長 静粛にしてください。

○山井委員 現場で頑張っておられる、デイサービスやホームヘルプで要支援の方々を支えておられる介護職員に対する、私は、今回のこの改正というのは、一步間違えば侮辱になると思いますよ。プロの人よりもボランティアの人の方がいいサービスができたら、今まで賃金をもらって仕事をしていた人の労働は何になるんですか。この法案の意味するところはそういうことになるわけですよ。

だから、プロよりもボランティアの方が、安いけれどもサービスはちょっと足りないよねというんだったらわかるけれども、田村大臣の答弁は、いや、多様なサービスの方がいいんだとおっしゃっているんですよ。私は、それを言うと、非常に現場の介護職員の方々に対して問題だし、今回、外国人労働者やボランティアの人にやらせようというのは、賃金も下がりかねない。田村大臣は首を横に振っておられますけれども。

だから、そこは、介護職員の方々よりもボランティアの方がいいサービスができるというケースはあるということなんですか、ないということなんですか。

○田村国務大臣 いや、それは、専門職の方々がすばらしいサービスを提供されるのは当たり前の話でありまし

て、私が言っているのは、画一的なサービスの中において、多様なサービスと比べて効果がどうかという話をしております。

和光市は、確かにいろいろな方が入っておられますが、要支援者の方々も多く入っておられます。もし、要支援者の方々が悪化していれば、当然、要介護率は上がるわけでありまして、要介護率が上がっていない、つまり介護認定率が上がっていないということは、そういう方々も、極度に悪くなっていない、もしくは改善しておることが言えるんだろうと思うんですよね。

ですから、何か全体で見ているから介護認定率が低くなっているといっても要支援者はもしかしたら悪化しているんじゃないと言われるかも知れませんが、要支援者が一番要介護になる率が高いのはそれは当たり前でありまして、その方々が悪化していれば、逆に和光市の場合は介護認定率は上昇するというのが普通の考え方だと思います。

それが極端に、全国平均と比べて半分近いという数字を見れば、やはり和光市は一定の効果を上げておられるんだというふうに、素直に考えれば、そう理解をさせていただけるものだというふうに思います。

○山井委員 まずはとにかく、和光市で、要支援高齢者に限ったデータをあさってまでに出してください。それで、その人たちが要支援のデイサービスやホームヘルプを利用せずに、ボランティアとかほかのサービスだけを利用してよくなったというデータが出てくるのであれば、私もぜひ拝見をさせていただきたいと思います。

今回、外国人の技能研修を介護に活用するというを言い出されました。私はこれは非常に問題だと思っております。賃金も下がりますし、安易に外国人やボランティアを活用するというのはよくないと思います。

このようなことの検討というのは私はやめるべきだと思いますが、大臣、いかがですか。

○田村国務大臣 いろいろな御議論は世の中にあるんだと思います。

その上で、やはり、介護というのは、介護の専門性というものが必要であるわけでありまして、一方で、日本にありますから、日本語のコミュニケーション能力というのがないと、やはり介護というのはできないわけでありまして。そのような観点を考えながら、いろいろな御議論をしていただくということになろうと思います。

○山井委員 もう質問時間が来ましたので、最後、まとめさせていただきますが、一つは、今、プロの資格のあるホームヘルパーさんやデイサービスさんが必死になって要支援の高齢者を支えてくださっています。そのおかげで、渡邊さんのように、八年間要支援二が維持されているというように予防効果があるんですね。これを、何ら、ボランティアに任せた方がより効果が出るという検証も全くないにもかかわらず、あたかも多様なサービスにした方が効果が出るかのごとくを実証結果も全くないのと言って、介護保険から外していくことは大問題であります。

特に、認知症の家族の方々、介護しておられる方々の負担は大幅にふえるし、さらに、田村大臣の、市町村にお願いするといっても、お願いは全く効力がありませんから、この法改正によって、単価は下がり、自己負担はアップし、サービスはカットし、プロのサービスを利用したいといっても利用できなくなってしまう危険性が多々あるわけでありまして。そのことは、結果的には、要支援から要介護になる高齢者をふやし、介護離職をふやし、結果的には財政の抑制にも全くならないわけでありまして。

その意味では、きょう、私も改めてショックを受けましたけれども、全く要支援の方々に対する検証結果もないままに、こういう人体実験のような要支援を切る改正というのは、断固として阻止をしていきたいというふうに思います。

以上、終わります。